

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会訓令第 2 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程(平成 20 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表 2 の項中「副参事」を「副参事 法務監」に改め、同表 3 の項中「職員」の次に「(課内推進室に所属する職員を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-------------------|---------------|
| 4 | 推進室長 | 課内推進室が所属する課の長 |
| 5 | 主幹以下の職にある課内推進室の職員 | 推進室長 |

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項第 3 号ウ、第 4 号ウ、第 5 号ウ、第 7 号ウ及び第 9 号ウ中「副参事」の次に「、法務監」を加える。

別表第 2 の 3 の項第 2 号ア、第 5 号の 2 ア、第 7 号イ、第 8 号エ、第 9 号イ及び第 11 号イ中「副参事」の次に「、法務監」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第 2 条第 1 号に規定する決裁をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。